

本店 〒105-0004 東京都港区新橋3-18-4
TEL 03 (3431) 3921, 03 (3435) 7809
FAX 03 (3435) 0706



外登法・入管法改定に
異議あり！緊急院内集会

三月九日、日本政府は外登法と入管法の「改定案」を閣議決定した。

外登法の改定案では、指紋制度が全廃されるものの、在日同胞にとっては登録の切替期間が五年から七年になるだけで、登録証の常時携帯制度も、苛酷な刑事罰制度も変わっていない。入管法の改定案は、オーバーステイの外国人に対する罰則を強化するものである。また永住資格のない外国人の再入国期限が延

長されるが、法務大臣の自由裁量による再入国許可制度そのものは維持されたままである。

現在の入管法は、すでに在日三世から四世の世代を迎えた在日同胞を含め、日本を出国するすべての外国人は、法務大臣の再入国許可を得なければ日本での滞在資格を失うという規定になっている。そのため、指紋押捺拒否を理由に再入国申請が不許可とされたケースや、米留學中に再入国

許可の有効期限をわずか一カ月越えてしまったために永住資格が剥奪された在日女性のケースなど、数々の非人道的な処遇を生み出してきた。

しかし一九九四年福岡高裁は、在日二世への不許可処分は「その裁量の範囲を超え又は濫用があったものとして違法」であったと判決した。また昨年、国連規約人権委員会は、日本政府に対して「日本で出生した

在日韓国人・朝鮮人の人々のような永住者に関しては、事前に再入国許可を取得しなくてはならない必要性を取り除くよう強く求める」と勧告した。

外登法問題と取り組む全日本キリスト教連合協議会は三月九日、全国の市民団体と共に六六団体連名の反対声明を発表。同日夕方から法改定案に異議あり！全国集会を開催した。また翌十日、移住労働者を支援する市民団体と共に、院内集会を参議院議員会館で開催した。外登法と入管法に対する「在日」からの訴えに

対して、各政党の国会議員が耳を傾けた。

(報告 RAIK)

「外登法・入管法改定案に異議あり」 日本のキリスト者・市民団体と共同集会開催

本日は、政府は外登法「改定案」を閣議決定した。私

たちはこの「改定案」が、一九八〇年代から今日に至る在日外国人と日本人の間の関係を踏みにじるものであり、また一九九二年の国

会附帯決議と昨年の国連規約人権委員会の勧告を無視するものとして、反対の意思を明らかにする。

前回の外登法の国会審議に際して衆参両院では「外国人登録制度の目的を明確にすること、外国人の権利を尊重して諸制度の在り方について検討」する、この附帯決議を採択した。しかし今回の「改定案」はこの附帯決議を全く無視するものである。なぜなら、外登法の目的を定めた第一条の条文を維持したままであるからである。

在日外国人は日本籍住民と同様に、地域社会の構成員である。法務省が国会審議でも認めたように、地方自治体は外国人登録情報を活用して外国人住民に諸々の「住民サービス」を行なっている。そのような現実を踏まえて、外国人登録制度を「住民の利便を増進すると共に、地方公共団体の行政の合理化に資する」(住民基本台帳法)制度へと改正すべきであるという、法務委員会での議論が前提となつて、上記のような附帯決議に至つたのである。このような経緯を無視して、第一条で「公正な管理に資する」ことを目的として掲げ続ける外登法「改定案」は、依然として、在日外国人を治安維持のための監視対象とする法律であることに変わりないのである。外国人登録人口がすでに一五〇万人を突破し、在日韓

国・朝鮮人ははじめ日本生

今、わたしはこの原稿を
か容易なことではありませ
ん。十字架の出来事は事実
です。明日は私の委任式の日
です。そして只今、春の家
庭訪問中でもあります。お
受け入れることには抵抗を
まじに保育園の年度末とい
うことも重なる、「分割
み」のスケジュールであり
ます。そんな時に総務から
福音新聞の原稿の依頼がき
きました。弟子たちの中で
訳をするのは、総務から復
活祭の説教の原稿依頼を受
けたにもかかわらず、その
責任をまっとう出来そうに
もないからです。そこで、
思いついたのが「断想」を
書くことです。断想という
のは説教を作る前に「断想
(メテイタチオ)」をする
のですが、その断想の材料
のことです。

断想① 六節
「かねて言われたとおり
に、よみがえられたので
ある」(口語訳)
私たちの信仰の核心はイ
エスの十字架と復活にあり
ます。しかし、イエスの復
活を信じることは、なかなか

ボーダーで復活のイエスと 出会う ——マタイ18章1節～10節—— 李根秀 牧師(横浜教会)

絶望の底に希望の光が届く
のであります。それはまる
で、最終回ツアアウトのサ
ヨナ満塁ホームランのよ
うなものだと言ったことが
できるでしょう。

断想② 九節
「平安あれ」(口語訳)
「おはよう」(新共同訳)
これだけ訳の違いがでて
くると面白い。当然これは
もとのギリシャ語に原因が
ある、と誰にでも推測でき
るので、少し調べてみまし
た。この「平安あれ」と
いう語は名詞ではなく、動
詞の「*shalom*」が使わ
れています。この言葉は本
来挨拶に使われる言葉であ
り、使徒行伝三章二六節
にも千辛万苦から総督ペリ
クサに宛てた手紙に挨拶の言
葉として出てきます。です
から、新共同訳の「おはよ
う」という訳は間違いがな
いのですが、それにしても
軽すぎるような気がするの
は私だけでしょうか。

マゲダラのマリヤをはじめ
とした女性たちは天使か
ちとの関係性を如実に物
語っています。復活の光に
照らされる時、新しい人間
関係が提示されるのであり
ます。つまり、もはや師弟
関係ではなく兄弟としてイ
エスに受け入れられている
のです。

断想③ 一〇節
「わたしの兄弟たちにガ
リラヤへ行くように言い
なさい」(新共同訳)
まず最初に気付くことは
天使は「弟子たち」に伝え
なさいと言っているのに対し
て、イエスは「わたしの兄弟た
ちに」と言います。この違
いが復活のイエスと弟子た
ちとの関係性を如実に物

語っています。復活の光に
照らされる時、新しい人間
関係が提示されるのであり
ます。つまり、もはや師弟
関係ではなく兄弟としてイ
エスに受け入れられている
のです。

「ガリラヤ」というところ
は、いわば田舎であり、
辺境の地なわけですから、主
イエスはこの地から都である
エルサレムを目指し、エル
サレムで十字架にかけられ
そして復活されたのです。
そしてまた今、ガリラヤに
行けと言われているのです。何
故なら、辺境の地にこそ私
たちが出会うべき人々が居
るからに他なりません。

ボーダーレスの叫ばれる昨
今ですが、まだまだ多くの
ボーダー(境界線)が存在
しているのも事実です。差
別する者とされる者との数
多くのボーダー(例えば膚
の色、性別、国籍、出身、学
歴等々)。そのボーダー(辺
境)で復活のイエスと出会
うことができるのだという
ことです。

在日外国人は日本籍住民
と同様に、地域社会の構成
員である。法務省が国会審
議でも認めたように、地方
自治体は外国人登録情報を
活用して外国人住民に諸々の

「住民サービス」を行なっ
ている。そのような現実を
踏まえて、外国人登録制度
を「住民の利便を増進する
と」共に、地方公共団体の行
政の合理化に資する」(住
民基本台帳法)制度へと改
正すべきであるという、法
務委員会での議論が前提と
なつて、上記のような附帯
決議に至つたのである。こ
のような経緯を無視して、
第一条で「公正な管理に資
する」ことを目的として掲
げ続ける外登法「改定案」
は、依然として、在日外国
人を治安維持のための監視
対象とする法律であること
に変わりないのである。外
国人登録人口がすでに一五
〇万人を突破し、在日韓

国・朝鮮人ははじめ日本生

は、「外国人登録法に定める
罰則について、他の法律と
の均衡並びにこの法律にお
ける罰則間の均衡などを検
討し、その結果に基づいて、
適切な措置を講ずること」
と明記されている。しかし
今回の「改定案」は、「一年
以下の懲役若しくは禁固又
は二十万円以下の罰金」と
いう過重な刑事罰を維持し
たままであり、「五万円以下
の罰金」「五十万円以下の過
料」を罰則とする住民基本
台帳法と比較する時、いち
じく均衡を失っている
ことは、誰の目にも明らか
である。

日本籍住民には求められ
ないのに、外国人住民にの
み証明書の常時携帯や五年
ごと(あるいは七年)ごとの
切替を義務づけ、それに違
反した場合は刑事罰を科す
、このような法制度が、国
籍の違いによる「合理的差
別」として正当化されない
ことは、上記の規約人権委
員会での最終見解が示す通
りである。

いま日本政府および国会
に求められているのは「外
国人の負担を軽減する」な
どという欺瞞的な部分改訂
ではなく、九二年国会附帯
決議と、九八年国連規約人
権委員会の最終見解に基づ
く「抜本改正」である。すな
わち、一世紀以上に及ぶ在
日韓国人・朝鮮人の歴史的現
在を直視し、すでに日本が
加入した国際人権規約・子
どもの権利条約・人種差別
撤廃条約などの国際人権規
範に基づいて外国人住民の
権利を保障する法制度を確
立していくことである。

一九九九年三月九日
外登法問題と取り組む
全国キリスト教連合協
議会/在日韓基督教
会社会局ほか六四団体



説教

西南地方会で修養会開かる

安辰男牧師を講師に「地域に開かれた教会」を模索



三月二、三、四日、西南
教会女性連合会と西南地方
会伝道部共催の修養会が開
かれた。

場所は大方県と熊本県の
県境にまたがって建てられ
た杖立温泉ひぜんやで、身
も心も洗われた素晴らしい
修養会であった。

ために使用するとの夢、その教会に仕える、新しい夢に希望を持つ老人の信仰の尊さ、神様が働かれる証人としての使命と働きが紹介された。神から与えられた恵みに感謝し応答するための夢として、引退教役者ホームの建設、キムチとたくあんを食べながら、その場が引退した信徒等との共同の祈りの場として開放され、その祈りの働きが全世界へと福音を述べ伝える場として用いられることを熱く語ってくれた。

今回は晩祷で、女性会会長・李明順執事の証し、早

天祈禱会では西南地方会副会長・具滋東長老の証しがあり、地方会の集会が主にある祈りの群であることを分かちあつた。参加者四名は、感動のうちに山を下りた。

（報告 崔正剛牧師）

神戶教会
教会堂移転礼拝がじ
온教인이 힘모아 結実

온教人이 힘모아 結實

지난 三月十四日(主日) 基督教團 兵庫教區代表北
午後三時부터 神戶教會堂 里秀朗牧師、神戶改革派神
의 移轉禮拜가 韓日兩教會 學校 牧田吉和校長 等의 뜻
의 敎友들 約二百五十名이 金은 祝辭가 이어진 後에
桴로 마치고 二部에는 感謝와 祝賀의 時間으로 準
備된 飲食을 나누면서 祝
宴會를 가졌다.

副総会長 金徳化牧師の祝

水戸伝道所 新教役者赴任

孫信一講道師就任式을 舉行

지난 三月二十二日、午
 前十一時에 閔東地方會 水
 戸伝道所에서는 孫信一講
 道師의 就任式이 約三十名
 이 모인 가운데 恩惠스럽
 게 挙行되었다. 臨時堂會
 長 趙重來牧師의 司會로 進
 行된 札式은 金炳鎬牧師의
 祈禱와 鄭相熙牧師의 說教
 가 있는 後、地方會長 鄭
 然元牧師의 司式으로 就任
 誓約이 있었고 金君植牧師
 의 勤勉과 鄭鍾實長老와 日
 本基督教團 閔東教區의 吉
 岡誠一牧師의 祝辭 등이 있
 었다.
 水戸伝道所는 十四年前
 에 閔東地方會가 開拓하였
 으나 그동안 教役者가 없
 었을 뿐 아니라 集會가 잘
 되지않고 있던중에 趙重來
 牧師(つくば東京教會)와
 張榮愛氏 등이 二年前부터
 새로운 集會場所를 얻어 集
 會를 再開하게 됨으로 이
 번에 孫信一講道師를 맞이
 하게 되었다.
 水戸와 가까운 土浦가 故
 鄉인 孫信一講道師는 本國
 과 美國留學을 거쳐 姫路
 藥水教會를 섬기다가 今番
 에 水戸伝道所의 担任牧會
 者로 赴任하게 되었다. 家
 族으로는 閔梅羅師母와 二
 男을 두고 있다.



堂에서 嚴肅히 奉行되었었다.
堂會長 申鐘國牧師의 司
會로, 文泰善牧師의 祈禱
後에 聖歌隊의 讚揚과 西
部地方會 副會長 鄭壽天牧
師가 聖經 누가福音十八章
九、十七節의 本文에 祈
禱의 敎訓의 說敎가 入
었다.



総務活動日誌

- ## 総務活動日誌

● 会 議

 - 教役者研修会準備会
日時…三月四日
場所…総会事務所
参加…金性済教育局長、
崔正剛伝道局長、
姜栄一総務
 - 関東地方会任職員会
日時…三月八日
場所…東京教会
 - ECL OF 委員会
日時…三月十二日
場所…教団会議室
布施教会・新居浜教会申
請
 - NCCJ 常議員会

● 説 教

 - KCF 支援会
日時…三月二六日
場所…NCCJ 会議室
 - 財政局会
日時…三月三一日
場所…上町教会
 - 開拓視察
○ 東金伝道所
日時…三月五日
 - 千葉教会
日時…三月一四日
 - 委任式
○ 李根秀牧師
日時…三月二八日
場所…横浜教会
 - 李聖柱牧師
日時…三月二九日
場所…三沢教会

総会消息短信

- PC(USA)會議
日時…三月十九日
場所…教団会議室
- PC(USA)総会長一行
○AVACO理事会
日時…三月二十四日
場所…AVACO會議室
- 難キ連合議
日時…三日・四日
場所…NCCJ會議室
-
- 神戸教会 移転
〒六五三〇〇二一 神
市長田区梅ヶ香町一の二
二〇(☎)〇七八・六八二・
五九五)
- 姜榮一総務 転居
〒二九九〇一四 市
市泉台五の十三の五(☎)
四三六・六六・四一九六

全国長老会研修会のご案内

昨年八月十四日に開催された長老会で決定されましたように全国長老会を開催いたします。総会から姜栄一牧師（総会総務）・崔正剛牧師（総会伝道局）をお招きし、心をついに、総会・地方会・個教会のために十二分に発言していただきたく思います。

日時…一九九九年五月三、四日
(三日午後二時受付)

場所…グリーンホテル三ヶ根
(愛知県幡豆郡幡豆町三ヶ根山
五〇五六三・六一・四一一)

議題…教職者・個教会の出来事、家庭信徒相互の交流、青少年の信仰の継承、他

会費…一万三〇〇〇円

交通費…ブル制

在日大韓基督教会全国長老会会長 李建豪

장터

韓国食品・書籍・CD・ビデオ

(株) 韓国広場

新宿店：東京都新宿区大久保1-17-7
TEL (03) 3232-5400
FAX (03) 3200-2949

代表取締役 **金根熙**

不動産業務全般

免許番号・愛知県知事③第5426番

太栄企業株式会社

代表取締役 **金 光 洙**
(名古屋教会 長老)

事務所 名古屋市熱田区川並町2番21号
(名古屋市中央卸売市場入口南側太栄ビル)
電話 052(682)1177(代)

自 宅 名古屋市千種区御影町2-55-5

☎通信販売(お米とミネラルウォーター)

㊦ **エル・コム(L・Communication)**

●おいしいお米 “ヒノ・ヒカリ” ㊦シオン・ファーム農場 直送

●地下玄武岩層からの恵み 天然水「^{CHEJU}SAMDASOO」

資料請求はFAX0797(34)6815

☎ **ルツ結婚相談所**

“15年のノウハウと実績” ご相談は☎0797(34)6814

芦屋市朝日ヶ丘町10-35-504 崔 貞 淑(神戸東部教会執事
〒659-0012

ビル総合管理・駐車場管理経営・メンテナンス

uic 株式会社ユーアイシー

代表取締役 玄 承 禎(神戸東部教会長老)

〒543-0023 大阪市天王寺区味原町13-8 ☎06-6768-0910



●十二月六日 「兵庫県在日外国人保護者の会」の交流会が神戸市で開かれる。
●十二月二日 太平洋戦争中に日本軍により強制的に軍人や軍属にさせられて過酷な労働を強いられた

在日同胞関係日誌

1998年12月5日

●十二月六日 「兵庫県在日外国人保護者の会」の交流会が神戸市で開かれる。
●十二月二日 太平洋戦争中に日本軍により強制的に軍人や軍属にさせられて過酷な労働を強いられた

●一月十五日 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会は、恵泉バプテ

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

●一月二日 元従軍慰安婦への国家補償を求めて個別に裁判を続けてきた六つの弁護団が、補償立法運動を進めるための「弁護団協議会」を結成。

関東女性会が1泊研修会開催 “21世紀に向けての教会女性の役割”学ぶ



三月十一、十二日、ホテルニュー白亜紀(茨城県ひたちなか市)において、関東地方教会女性連合会(会長・姜順子)と関東地方教会女性連合会(副会長・趙重来)との共催で、一泊研修会が開催された。

主講師に韓国より朱善愛女史(長老神学大学名誉教授、隠聖修道院長)をお迎えし、「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

「二一世紀に向けて、教会女性の役割」という主題の下で講演、

『生きるわたし』(1)

金性済 牧師

(教育局長・川崎教会)

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

CS教案第51号主題

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」

「韓国の人なんだから……」